⑼　契約書作成の要否　要
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ。
⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２の⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４の⑶により申請書及び資料等を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時までに当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の認定を受けていなければならない。
⒀　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
①　競争参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）以内に、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
②　競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとする。
③　書面の提出先　上記４の⑴に同じ。
④　支出負担行為担当官は、上記５の⒀の①の説明を求められたときは、原則として上記５の⒀の①の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。
⒁　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
⒂　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す割合に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。
⒃　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⒄　申請書、資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
⒅　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料等の確認以外に無断で使用することはできないものとする。
⒆　提出された申請書及び資料等は、返却しない。
⒇　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tomoji Nagata, Director of Accounting Division, Minister's Secretariat, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Decontamination work in the head office area of National Livestock Breeding Center
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M., 31 March, 2014
⑸　Time limit for the submission of tenders : 10 : 30 A.M., 2 May, 2014 (submitted by mail : 5 : 00 P.M., 1 May, 2014)
⑹　Contact point for tender documentation : Procurement Section of Accounting Division Minister's Secretariat Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, 1―2―1 Kasumigaseki Chiyodaku Tokyo 100―8950 Japan. TEL 03―3591―7390

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年2月19日
支出負担行為担当官
四国地方整備局次長　丸山　隆英

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
○第16号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　備讃瀬戸北航路（－19m）浚渫工事
⑶　工事場所
香川県丸亀市広島町沖合（浚渫工）
香川県高松市朝日新町地先（土捨工）
⑷　工事内容　浚渫工１式、土捨工１式、安全管理１式
⑸　工期　契約締結日から平成26年10月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　なし（浚渫工事）
⑺　本工事は、入札時に、3⑴①に示す特定評価項目１、２に係る技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型・２テーマ））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑾　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する工事である。
⑿　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者であること。
なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。
⑶①　特定ＪＶの代表者又は経常建設共同企業体若しくは単体有資格業者にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上であること。）
②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、四国地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局次長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が850点以上であること。）
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。